

発注者 各位

## 夏季期間における簡易剪定及び除草作業依頼 一時受付中止について

平素より、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、例年春頃～秋頃にかけて、お客様から数多くの簡易剪定や除草作業のご依頼を頂戴しております。

しかしながら、ここ数年で夏季期間(6月～9月頃)の気温上昇が顕著となり、季節外れの夏日・猛暑日の観測も続くなか、作業時における熱中症への危険性(とりわけ高齢者の熱中症重症化危険性)が高まっております。

加えまして、令和7年6月1日より、厚生労働省の省令(第五十七号 労働安全衛生規則の一部を改正する省令)が改正され、各事業所における熱中症対策が義務化されました。

当センターにおきましても、登録会員数の減少や会員の高齢化により、作業対応可能者の減少が進むなか、より一層の就業者への安全対策が求められているところでございます。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、今後、下記の期間におきまして、簡易剪定及び除草作業依頼の新規受付を、一時中止させていただくことといたしました。

皆さまには、ご迷惑をおかけしてしまい誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 【受付(作業実施)中止期間】

**毎年6月1日～9月30日(4か月間)**

※なお、ご依頼相談の受付再開予定は9月中旬以降とさせていただきますが、天候状況等により変更をさせていただく場合がございます。あらかじめご承知おきのほど、よろしくお願いいたします。

\*お問い合わせ先\*

(公社)千代田区シルバー人材センター

電話:03-3265-1903

※ホームページのお問い合わせフォームからも、お問い合わせ可能です。